

Title	被差別部落住民の部落問題に対する意識と態度
Author	上田, 一雄
Citation	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 2 卷, p.33-84.
Issue Date	1978-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究室

被差別部落住民の部落問題に対する 意識と態度

上 田 一 雄

第1章 被差別体験	34
第2章 部落問題に対する認識	49
第3章 部落解放運動への参加	68
あ と が き	83

第1章 被差別体験

部落解放の視点に立ったばあい、もっとも重要なことは被差別部落の人々が自らの社会的立場を自覚することである。部落民としての社会的立場にめざめ、そのことを自己が生きる原点とすることにおいて、部落の解放を担い果たすことができる人間主体の形成とその運動がはじまる。部落民としての社会的立場の自覚は何よりも自らの被差別体験の自覚にはじまる。

1. 被差別体験の有無

(1) 概要

H部落において25才以上の人々192人のうち、被差別体験が「ある」というものは81人—42.2%で半数近くである。(1—1)

(1—1) 被差別体験の有無

	あ	る	な	い	合	計
N	81		111		192	
%	42.2		57.8		100.0	

このことは地区住民自体において部落差別に対する科学的認識とこの被差別体験に対する主体的な自覚が必ずしも普遍化していないことを示している。こ

うした事態はH部落にとどまらず、例えば福岡県の筑紫野市の場合でも地区住民の被差別体験に対する自覚をもつものは328人のうち139人—42.9%であり、また同じく古賀町の被差別部落では724人のうち24.0%にとどまっている。

このことは、差別された体験を自覚し、自己の社会的立場の自覚と結びついて、そのことを外化することのできる人々が少ないことを示している。しかもそのことの背後には、被差別体験をもつものが少ないということではなく、人々が差別を差別としてとらえる力が十分に養い育てられていなかったり、差別の本質とその存在に関する認識と自覚の力を身につける学習の機会が運動的にも教育的にも極めて不十分のままに放置されてきた結果である。そのために個人的に直接的な言動によって差別をうけたり、直接的な人権侵害、抑圧、不利益、疎外、侮蔑などをうけたばあいは、差別を差別として自覚することがあっても、社会的な構造的な差別の事実やそれと深くかかわって存在する実態としての差別、すなわち、自分

たちの仕事や暮らしの現実のなかにある日常の一切のことがらにみられる差別についてはそれが見失なわれていたり、見失なわかれていたりしている。同時にまた被差別体験のきびしさ、重さというものは、そのことを容易に口外できるような性質のものでないこともふかくかかっている。

(2) 性別からみた場合

被差別体験が「ある」とするものは男の場合44人—46.8%に、女の場合37人—37.8%よりも多い。(1—3)

このことは女のば

(1—3) 性別被差別体験の有無

あいよりも、男のば
あいに部落差別に
対する認識とその被
差別体験に対する自
覚が高いことを示
している。こうした
事態は既述の古賀
町のば

	男		女		合 計	
	N	%	N	%	N	%
あ る	44	46.8 (54.3)	37	37.8 (45.0)	81	42.2 (100.0)
あるともない ともいえない	50	53.2 (45.0)	61	62.2 (55.0)	111	57.8 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

あいにも同様に男30.0%、女19.0%と女よりも男に多くみられる。しかし乍らこのことは必ずしも普遍的とはいわれない。それぞれの被差別部落の状況や部落解放運動とのかかわりやその他様々の条件によってその被差別体験の性別自覚状況は変わってくる。例えば前述の筑紫野市の部落では、被差別体験の自覚は男39.9%よりも女47.6%のばあいに高くなっている。

(3) 年齢別からみた場合

被差別体験が「ある」とするものは60～69才12人—60.0%にもっとも多く、30～39才17人—58.6%がこれにつき、50～59才16人—51.6%、70才以上6人—40.0%、40～49才13人—36.1%で、19才未満7人—35.0%、20～29才10人—24.4%と少なくなっている。(1—4)

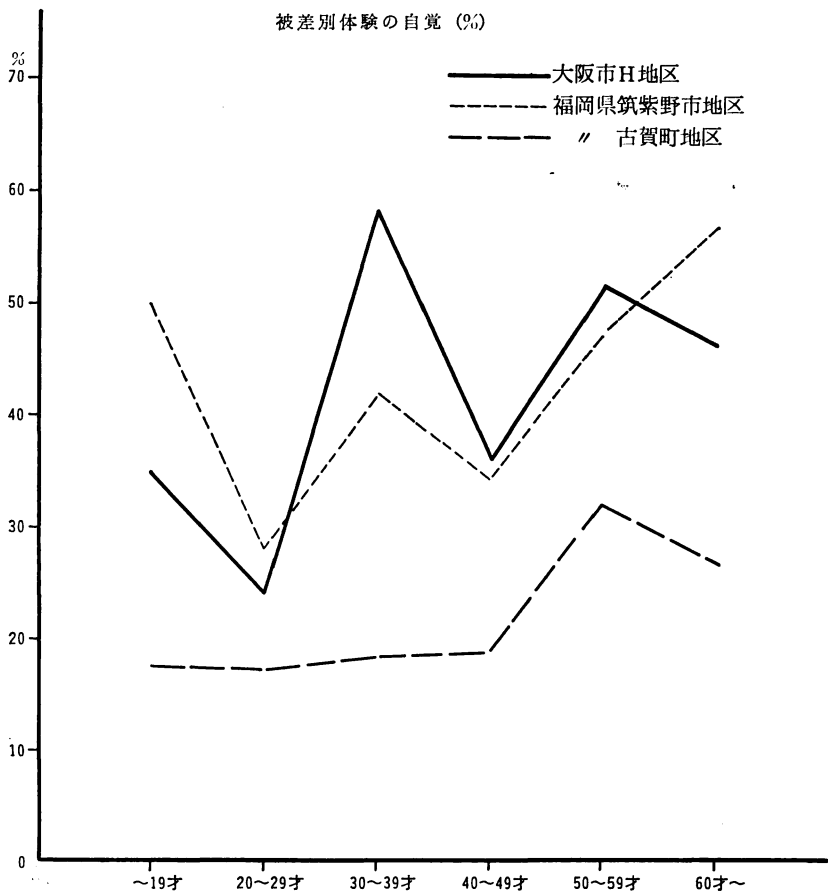
被差別体験に対する自覚が若年層に低く、高年層に高いことは一般的傾向といえる。例えば筑紫野市の部落住民のばあいでも、「差別をうけたことがある」というものは19才未満50.0%、20～29才28.2%、30～39才42.3%、40～49才34.5%、50～59才47.1%、60～69才52.9%、70才以上64.7%で、20～29才、30～39才よりも50才以上に高くなっている(19才以下が高

(1-4) 年齢別被差別体験の有無

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	7	35.0 (8.6)	10	24.4 (12.3)	17	58.6 (21.0)	13	36.1 (16.0)
あるともない ともいえない	13	65.0 (11.7)	31	75.6 (27.9)	12	41.4 (10.8)	23	63.9 (20.7)
合 計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)

	50～59才		60～69才		70才以上		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	16	51.6 (19.8)	12	60.0 (14.8)	6	40.0 (7.4)	81	42.2 (100.0)
あるともない ともいえない	15	48.4 (13.5)	8	40.0 (7.2)	9	60.0 (8.1)	111	57.8 (100.0)
合 計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (7.8)	192	100.0 (100.0)

いのは標本数が少ないことと、地域の運動と教育の結果による)。また古賀町の部落では「被差別体験がある」というものは19才以下20.2%、20～29才17.7%、30～39才27.5%、40～49才23.0%、50～59才29.5%、60才以上28.1%と、19才以下と20～29才の若年層に極めて少なく、50～59才、60才以上に多くなっている。若年層に被差別体験の認識と自覚が高年層よりも低いのは、戦後のこんにちでは、原始的な差別、露骨な差別言辞や差別的態度が後退し、個人に対する顕現的直接的な差別が沈潜して、差別を差別として直接的に感得する機会が減少してきたことによるものである。しかし「部落差別が個人的、直接的レベルのものとともに社会的、集団的レベルのものとして存在し、顕在化してきている。例えば日常生活にかかわる差別、日常的な人間関係にかかわる差別の後退と沈潜はあっても、被差別部落とその住民に対する集団的、組織的、概念的差別はかえって多発し、露骨化している。いわゆる「差別はなくなる傾向にむかっているのではなく、差別はみえにくくなっていく傾向にある」という表現がそれである。



(4) 続柄からみた場合

被差別体験が「ある」というものは母3人—50.0%の場合、その他の男2人—50.0%の場合にもっとも多く、世帯主37人—45.1%、配偶者24人—43.6%、男の子11人—44.0%となっており、女の子4人—25.0%に少ない。(1—5)

このように、母、世帯主に男の子、女の子より、被差別体験の認識と自覚が高いのは年齢別で、若年層よりも高年層に被差別体験への自覚が高い

(1-5) 続柄別被差別体験の有無

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	37	45.1 (45.7)	24	43.6 (29.6)	11	44.0 (13.6)	4	25.0 (4.9)
あるともない ともいえない	45	54.9 (40.9)	31	54.9 (27.9)	14	56.0 (12.6)	12	75.0 (10.8)
合 計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)

	母		その他の男		その他の女		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	3	50.0 (3.7)	2	50.0 (2.5)	0	0	81	42.2 (100.0)
あるともない ともいえない	3	50.0 (2.7)	2	50.0 (1.8)	4	100.0 (3.6)	111	57.8 (100.0)
合 計	6	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

理由と同じである。しかし乍らこの傾向は部落解放運動を推進していくうえからも、同和教育運動をすすめていくうえからも極めて重大な問題点である。すなわち親の被差別体験とその差別の現実を子どもに伝承し、子どもが親から学ぶことの運動と教育のうえにおける重要性はここから指摘せられてくる。

(5) 学歴からみた場合

被差別体験が「ある」というものは、不就学者の場合21人—51.2%がもっとも多く、中等教育経験者23人—41.1%、義務教育修了者34人—39.1%、高等教育経験者3人—37.5%となっている。(1-6)

このばあい被差別体験に対する認識と自覚が不就学者にもっとも多く、高等教育経験者にもっとも少ないということは、現在の教育における解放教育の不在をもっとも適切に表明しており、現在の教育が部落の子どもに果している役割が如何に反部落的、反解放的のものであるかを如実に示している。

(1-6) 学歴別被差別体験の有無

	不就学者		義務教育 修了者		中等教育 経験者		高等教育 経験者		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	21	51.2 (25.9)	34	39.1 (42.0)	23	41.1 (28.4)	3	37.5 (3.7)	81	42.2 (100.0)
あるともない ともいえない	20	48.8 (18.0)	53	60.9 (47.7)	33	58.9 (29.7)	5	62.5 (4.5)	111	57.8 (100.0)
合 計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

2. 被差別体験の内容

(1) 概 要

「賤称語によるもの」16人—18.0%がもっとも多く、「教育に関するもの」13人—14.6%がこれにつき、「地区に関連するもの」10人—11.2%、「結婚に関連するもの」10人—11.2%、「就職に関連するもの」8人—9.0%、「漠然としたこと」8人—10.0%、「友だち関係におけるもの」6人—6.7%が主なものであって、「暮しむきに関連するもの」4人—4.5%、「障害差別」4人—4.5%のほか、「職業に関連するもの」3人—3.4%、「民族差別」3人—3.4%などがまとまったものであり、「居住環境に関連するもの」「世間づきあいに関連するもの」「農業生産に関連するもの」「他所者ということ」などがみられる。(1-8)

以上のようにH部落の人々の被差別体験としての自覚は「賤称語によるもの」「地区に関連するもの」「漠然としたこと」など直接個人に向けられた差別的言動による顕現的な差別に関するものを内容とするものが多く、結婚・就職など人権の侵害にかかわるものがこれに次ぎ、日常の暮しや仕事や居住環境などいわゆる差別の実態そのものを差別として自覚しているものは少ない。

このことはH部落に限ったことではない。筑紫野市の部落住民のばあいにも同様の傾向がみられる。

(1-8) 受けた差別の内容

内 容	N	%	内 容	N	%	内 容	N	%
賤称語によるもの	16	18.0	就業に関連するもの	8	9.0	他所者ということ	1	1.1
地区に関連するもの	10	11.2	職業に関連するもの	3	3.4	漠然としたこと	8	9.0
居住環境に関連するもの	1	1.1	教育に関するもの	13	14.6	障害者差別	4	4.5
友だち関係におけるもの	6	6.7	暮らしむきに関連するもの	4	4.5	合 計	89	100.0
世間づきあいに関するもの	1	1.1	農業生産におけるもの	1	1.1			
結婚に関連するもの	10	11.2	民族差別	3	3.4			

受けた差別の内容 (筑紫野市)

	N	%
結 婚 差 別	21	13.3
社 交 上 の 差 別	6	3.8
小 学 校 での 差 別	55	34.8
差 別 言 辞	28	14.6
高 校 での 差 別	5	3.2
市 民 の 偏 見	10	6.3
職 場 での 差 別	11	7.0
中 学 校 での 差 別	3	1.9
子 ども の 友 人 関 係	5	3.2
老 人 ク ラ ブ での 差 別	1	0.6
P T A での 差 別	2	1.3
就 職 差 別	7	4.4
軍 隊 での 差 別	4	2.5
行 政 区 上 の 差 別	1	0.6
警 察 の 偏 見	1	0.6
婦 人 会 の 組 織 の 差 別	2	1.3
消 防 団 での 差 別	1	0.6
合 計	158	100.0

すなわち「小学校での差別」55—34.8%や「差別言辞」28—14.6%、「市民の偏見」10—6.3%、「職場での差別」11—7.0%をはじめ、大部分が差別的言動による直接的顕現的な差別であって、社会的構造的な差別は「行政区の差別」がわずか1—0.6%みられるだけで、「結婚差別」21—13.3%、「就職差別」7—4.4%をふくめても極めてその自覚が低い。

また古賀町の部落のばあいをも、その傾向は同様である。すなわ

ち、そこにおいても「賤称による差別」「地名による差別」「学校での差別」「差別の目」などが数多とりあげられてはいるが、「結婚差別」「職制での差別」以外には社会的・構造的差別の現実が提起されていない。

被差別体験の内容

——古賀町の事例——

項 目	小 計	合 計
1 賤称による差別	10	10人
2 地名による差別	18	18人
3 結婚差別	15	15人
4 職制での差別	15	15人
5 学校での差別		
1) 学校時代の差別	11	
2) 学校生活での差別行為	6	21人
3) 暴力をめぐる差別	4	
6 差別の生活場面だけの記入のあるもの	8	8人
7 差別の目を感じる	11	11人
8 差別をうけた経験がある とだけ回答のもの	4	4人
9 差別といわれる新しい側 面	2	2人

(2) 性別からみた場合

男の場合「賤称語によるもの」9人—18.8%がもっとも多く、「漠然としたこと」7人—14.6%、「教育に関するもの」7人—14.6%のほか「地区に関連するもの」6人—12.5%や「結婚に関連するもの」「就業に関連するもの」「障害者差別」各3人—6.3%などが主なものである。女の場合「賤称語によるもの」「職業に関連するもの」「結婚に関連するもの」各7人—17.1%がもっとも多く、「教育に関するもの」6人—14.6%がこれにつき、「就業に関連するもの」5人—12.2%、「地区に関連するもの」「友だち関係におけるもの」各4人—9.8%、「暮しむきに関連するもの」3人—7.3%が多い。(1—10)

すなわち、男では女よりも「職業に関連した差別」と「漠然とした差別」をよりつよく体験しているが、女のばあい、男よりも「結婚差別」がより深刻であり、「友だち関係における差別」がよりつよいことがみられる。

(3) 年齢別からみた場合

19才未満では「漠然としたこと」、20～29才では「地区に関連するもの」30～39才では「結婚に関連するものの」、40～49才では「就業に関連するもの」、50～59才では「賤称語によるもの」、60～69才では「教育に関するもの」、70才以上では「結婚に関連するもの」がそれぞれもっとも多い。(1—11)

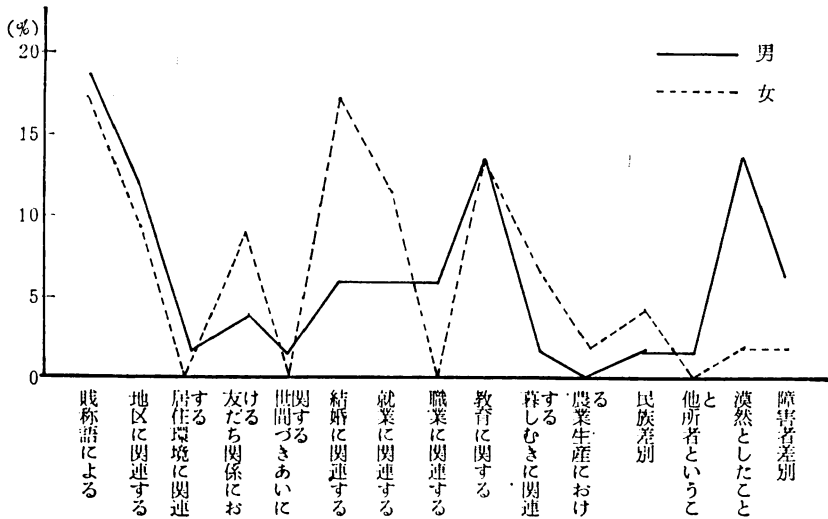
賤称語による差別は50～59才7—41.2%のばあいにもっとも多く、19才以下と20～29才の若い年齢層に皆無となっていることは、露骨な差別言辭による直接的な差別が若い世代に加えられることが後退した姿を示している。しかし乍ら「漠然とした差別」が19才未満4—57.1%と20～29才2—20.0%のばあいに集中していることは、差別的な観念環境の社会的存在が若い世代のうえに作用していることを物語っている。したがって差別の現象形態は変わっても、差別の存在それ自体があることには変りはない。

したがって、若い世代が地域の住民が自分たちに対して差別的であることをつよく感じとっていることは筑紫野市の地区住民の意識が示すところである。

(1-11) 年令別差別の内容

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才		50～59才		60～69才		70才以上		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
職称語によるもの	0	0	0	0	3	16.7 (18.8)	3	18.7 (18.8)	7	41.2 (43.8)	2	13.3 (12.5)	1	16.7 (6.3)	16	18.0 (100.0)
地区に関連するもの	1	14.3 (16.7)	3	30.0 (30.0)	2	11.1 (20.0)	3	18.7 (30.0)	0	0	1	6.7 (10.0)	0	0	10	11.2 (100.0)
居住環境に関連するもの	0	0	0	0	1	5.6 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
友だち関係におけるもの	1	14.3 (16.7)	0	0	0	0	0	0	2	11.8 (23.3)	2	13.3 (33.3)	1	16.7 (116.7)	6	6.7 (100.0)
世間づきあいに関するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6.7 (100.0)	0	0	1	1.1 (100.0)
結婚に関連するもの	0	0	1	10.0 (10.0)	4	22.2 (40.0)	1	6.3 (10.0)	2	11.8 (20.0)	0	0	2	33.3 (20.0)	10	11.2 (100.0)
就業に関連するもの	0	0	0	0	1	5.6 (12.5)	4	25.0 (50.0)	1	5.9 (12.5)	2	13.3 (25.0)	0	0	8	9.0 (100.0)
職業に関連するもの	0	0	1	10.0 (33.3)	0	0	1	6.3 (33.3)	1	5.9 (33.3)	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)
教育に関するもの	1	14.3 (7.7)	2	20.0 (15.4)	1	5.6 (7.7)	1	6.3 (7.7)	3	17.6 (23.1)	4	26.7 (30.8)	1	16.7 (7.7)	13	14.6 (100.0)
暮しむきに関連するもの	0	0	0	0	2	11.1 (50.0)	0	0	0	0	2	13.3 (50.0)	0	0	4	4.5 (100.0)
農業生産におけるもの	0	0	0	0	0	0	1	6.3 (100.0)	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
民族差別	0	0	0	0	1	5.6 (33.3)	2	12.5 (66.7)	0	0	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)
他所者ということ	0	0	1	10.0 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
漠然としたこと	4	57.1 (50.0)	2	20.0 (25.0)	1	5.6 (12.5)	0	0	0	0	0	0	1	16.7 (12.5)	8	9.0 (100.0)
障害者差別	0	0	0	0	2	11.1 (50.0)	0	0	1	5.9 (25.0)	1	6.7 (25.0)	0	0	4	4.5 (100.0)
合 計	7	100.0 (7.9)	10	100.0 (11.2)	18	100.0 (20.0)	16	100.0 (18.0)	17	100.0 (19.1)	15	100.0 (16.9)	6	100.0 (6.7)	89	100.0 (100.0)

(3-10図) 性別、受けた差別の内容



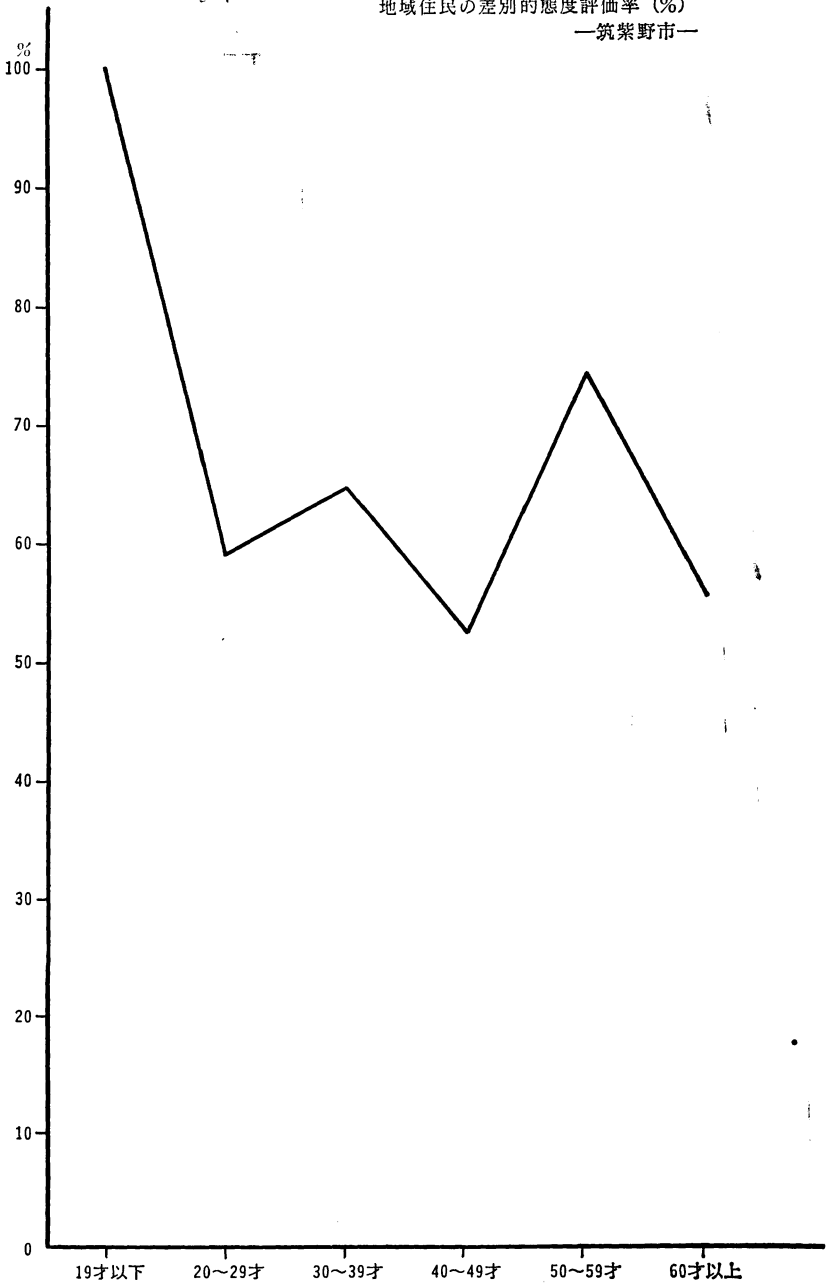
(4) 続柄からみた場合

世帯主の場合「賤称語によるもの」10人—25.0%がもっとも多く、「地区に関連するもの」6人—15.0%、「教育に関するもの」5人—12.5%、「結婚に関連するもの」4人—10.0%が主なものとなっている配偶者の場合「賤称語によるもの」「結婚に関連するもの」「就職に関連するもの」各5人—17.9%のほか、「教育に関するもの」4人—14.3%が多い。男子では「漠然としたこと」6人—54.5%が多い。(1-12)

(5) 学歴からみた場合

不就学者の場合「教育に関するもの」4人—17.4%、「結婚に関連するもの」「障害者差別」各3人—13.0%のほか、「賤称語によるもの」「友だち関係におけるもの」「就業に関連するもの」「漠然としたこと」各2人—8.7%が主なものとせられている。義務教育修了者では「賤称語によるもの」11人—27.5%がとくに多く、教育に関するもの」6人—15.0%、「就業に関連するもの」5人—12.5%、「地区に関連するもの」「暮しむきに関連するもの」各4人—10.0%のほか、「友だち関係におけるもの」「結婚に関連するもの」各3人—7.5%が主なものである。中等教育経験

地域住民の差別的態度評価率 (%)
—筑紫野市—



(1-12) 続柄別差別の内容

	世帯主		配偶者		男の子		女の子		母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
職称語によるもの	10	25.0 (62.5)	5	17.9 (31.3)	0	0	0	0	0	0	1	50.0 (6.3)	0	0	16	18.0 (100.0)
地区に関連するもの	6	15.0 (60.0)	2	7.1 (20.0)	1	9.1 (10.0)	1	25.0 (10.0)	0	0	0	0	0	0	10	11.2 (100.0)
居住環境に関連するもの	1	2.5 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)	
友だち関係におけるもの	1	2.5 (16.7)	2	7.1 (33.3)	0	0	1	25.0 (16.7)	2	50.0 (33.3)	0	0	0	0	6	6.7 (100.0)
世間づきあいに関するもの	1	2.5 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)	
結婚に関連するもの	4	10.0 (40.0)	5	17.9 (50.0)	0	0	1	25.0 (10.0)	0	0	0	0	0	0	10	11.2 (100.0)
就業に関連するもの	3	7.5 (37.5)	5	17.9 (62.5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	9.0 (100.0)	
職業に関連するもの	1	2.5 (33.3)	0	0	1	9.1 (33.3)	0	0	0	0	1	50.0 (33.3)	0	0	3	3.4 (100.0)
教育に関するもの	5	12.5 (38.5)	4	14.3 (30.8)	2	18.2 (15.4)	1	25.0 (7.7)	1	25.0 (7.7)	0	0	0	0	13	14.6 (100.0)
暮らむきに関連するもの	2	5.0 (50.0)	1	3.6 (25.0)	0	0	0	0	1	25.0 (25.0)	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)
農業生産におけるもの	0	0	1	3.6 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)	
民族差別	2	5.0 (66.7)	1	3.6 (33.3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)	
他所者ということ	1	2.5 (100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)	
漠然としたこと	1	2.5 (12.5)	1	3.6 (12.5)	6	54.5 (75.0)	0	0	0	0	0	0	0	8	9.0 (100.0)	
障害者差別	2	5.0 (50.0)	1	3.6 (25.0)	1	9.1 (25.0)	0	0	0	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)	
合計	40	100.0 (44.9)	23	100.0 (31.5)	11	100.0 (12.4)	4	100.0 (4.5)	4	100.0 (4.5)	2	100.0 (2.2)	0	0	89	100.0 (100.0)

者の場合「漠然としたこと」5人—21.7%が多く、「地区に関連するもの」

「結婚に関連するもの」各4人—17.4%、「賤称語によるもの」「教育に関するもの」各3人—13.0%が多い。高等教育経験者では一地区に関連するもの「職業に関連するもの」「漠然としたこと」各1人—33.3%となっている。(1—13)

(1-13) 学歴別差別の内容

	不就学者		義務教育 修了者		中等教育 経験者		高等教育 経験者		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
職称語によるもの	2	8.7 (12.5)	11	27.5 (68.8)	3	13.0 (18.8)	0	0	16	18.0 (100.0)
地区に関連するもの	1	4.3 (10.0)	4	10.0 (40.0)	4	17.4 (40.0)	1	33.3 (10.0)	10	11.2 (100.0)
居住環境に関連するもの	0	0	1	2.5 (100.0)	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
友だち関係におけるもの	2	8.7 (33.3)	3	7.5 (50.0)	1	4.3 (16.7)	0	0	6	6.7 (100.0)
世間づきあいに関するもの	1	4.3 (100.0)	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
結婚に関連するもの	3	13.0 (30.0)	3	7.5 (30.0)	4	17.4 (40.0)	0	0	10	11.2 (100.0)
就業に関連するもの	2	8.7 (25.0)	5	12.5 (62.5)	1	4.3 (12.5)	0	0	8	9.0 (100.0)
職業に関連するもの	0	0	1	2.5 (33.3)	1	4.3 (33.3)	1	33.3 (33.3)	3	3.4 (100.0)
教育に関するもの	4	17.4 (30.8)	6	15.0 (46.2)	3	13.0 (23.1)	0	0	13	14.6 (100.0)
暮しむきに関連するもの	0	0	4	10.0 (100.0)	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)
農業生産におけるもの	1	4.3 (100.0)	0	0	0	0	0	0	1	1.1 (100.0)
民族差別	2	8.7 (66.7)	1	2.5 (33.3)	0	0	0	0	3	3.4 (100.0)
他所者ということ	0	0	0	0	1	4.3 (100.0)	0	0	1	1.1 (100.0)
漠然としたこと	2	8.7 (25.0)	0	0	5	21.7 (62.5)	1	33.3 (12.5)	8	9.0 (100.0)
障害者差別	3	13.0 (75.0)	1	2.5 (25.0)	0	0	0	0	4	4.5 (100.0)
合 計	23	100.0 (25.8)	40	100.0 (44.9)	23	100.0 (25.8)	3	100.0 (3.4)	89	100.0 (100.0)

第2章 部落問題に対する認識

部落大衆自身が部落問題に対してどの程度の認識状況におかれているかをみることは、地域の部落解放運動を組織し、大衆に部落問題に対する科学的認識を育成し、大衆を理論的に武装し、解放への思想と展望を大衆一人一人に学びとらせていく筋道を明確にするうえに極めて重要な問題である。

1. 狭山差別裁判に対する認識

(1) 概 要

狭山差別裁判を「知っている」ものは185人—96.4%で、「知らない」もの7人—3.6%はごく一部である。(4-1)

(4-1) 狭山差別裁判の認識

	知っている	知らない	合 計
N	185	7	192
%	96.4	3.6	100.0

「狭山差別裁判」に対するH地区の大衆の認識率が高いのは、部落解放運動におけるとりくみの力量に比例するものである。このことは例えば古賀町の

ばあい「狭山差別裁判」の部落大衆の認識率は79.8%、北九州市のばあい83.1%となっている。

(2) 性別からみた場合

狭山差別裁判のことを「知っている」ものは男92人—97.9%、女93人—94.9%で、「知らない」ものは男2人—2.1%、女5人—5.1%で男より女に知らないものが若干多い。(4-3) この傾向は古賀町のばあいも同様で、「知らないもの」が男のばあい15.7%より女のばあい24.1%に多い。

(4-3) 性別狭山差別裁判の認識

	男		女		合 計	
	N	%	N	%	N	%
知っている	92	97.9 (49.7)	93	94.9 (50.3)	185	96.4 (100.0)
知らない	2	2.1 (28.6)	5	5.1 (71.4)	7	3.6 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

(3) 年令からみた場合

狭山差別裁判について「知っている」ものは20～29才、50～59才、60～69才のばあい全員であり、「知らない」ものは19才未満、30～39才、40～49才に各1人と70才以上に4人—26.7%ある。(4—4)

(4—4) 年令別狭山差別裁判の認識

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	19	95.0 (10.3)	41	100.0 (22.2)	28	96.6 (15.1)	35	97.2 (18.9)
知らない	1	5.0 (14.3)	0	0	1	3.4 (14.3)	1	2.8 (14.3)
合計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)

	50～59才		60～69才		70才以上		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	31	100.0 (16.8)	20	100.0 (10.8)	11	73.3 (5.9)	185	96.4 (100.0)
知らない	0	0	0	0	4	26.7 (57.1)	7	3.6 (100.0)
合計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (10.4)	192	100.0 (100.0)

狭山差別裁判を知らないものが、どちらかといえば若い年令層と高年令層に多くみられるというH部落の傾向は一般的のようである。例えば古賀町のばあいをみても、狭山差別裁判を知っているものは19才未満70.2%、20～29才77.3%と60才以上64.8%が30～39才85.8%、40～49才92.8%、50～59才84.8%よりも少なくなっている。

(4) 続柄からみた場合

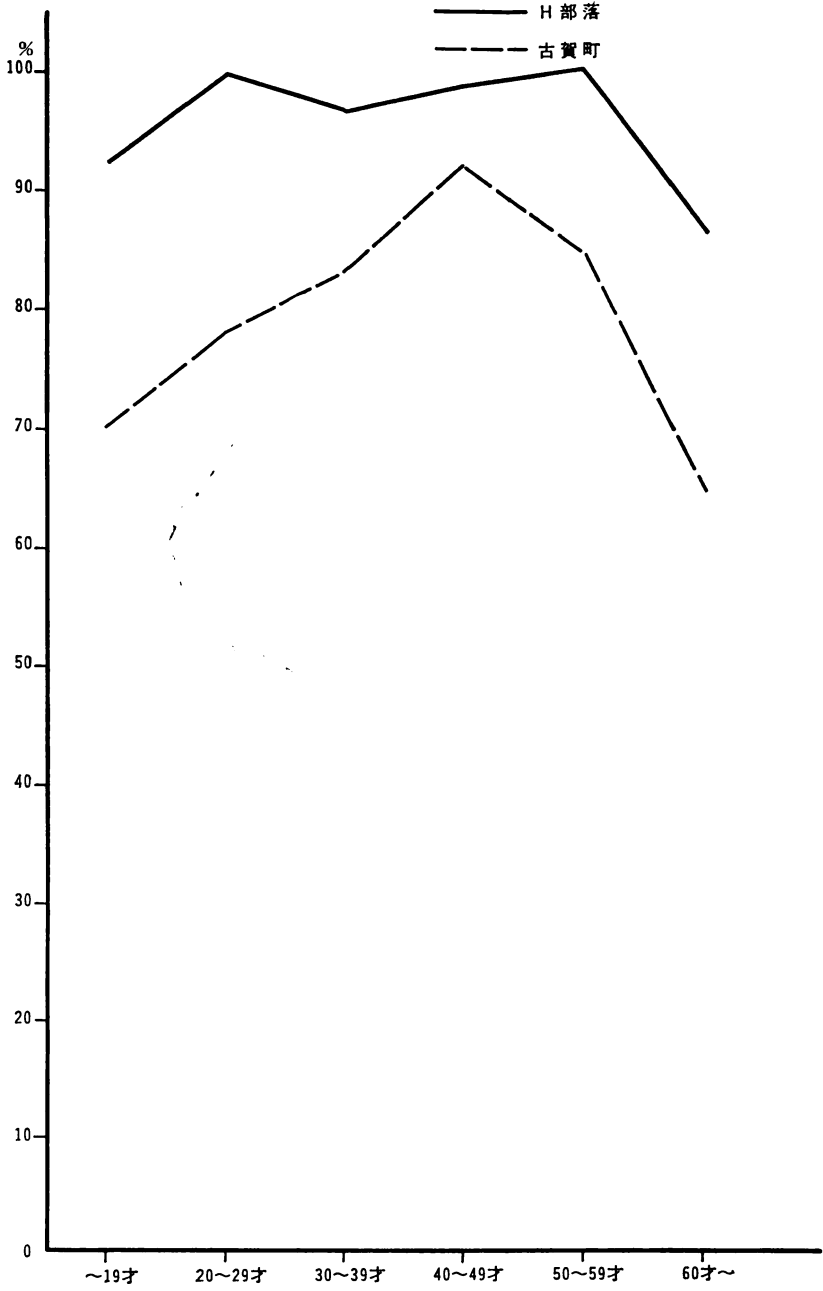
「知っている」ものは女の子16人—100.0%にもっとも多く、母4人—66.7%にもっとも少ない。「知らない」ものは世帯主に3人—3.7%、配偶者に1人—1.8%、男の子に1人—4.0%、母に2人—33.3%みられる。

「4—5」

(5) 学歴からみた場合

狭山差別裁判のことを「知っている」ものは、不就学者では36人—87.8%、義務教育修了者では86人—98.9%、中等教育経験者では55人—98.2%、高等教育経験者では8人—100.0%となっている。したがって、不就学者

狭山差別裁判を知っているもの (%)



のばあい「知らない」もの5人—12.2%が多い。(4-6)ここにも教育権をうばわれていることが、人々の解放への自覚と差別への認識をうばっているかが明らかである。

(4-5) 続柄別狭山差別裁判の認識

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	79	96.8 (42.7)	54	98.2 (29.2)	24	96.0 (13.0)	16	100.0 (8.6)
知らない	3	3.7 (42.9)	1	1.8 (14.3)	1	4.0 (14.3)	0	0
合計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)

	母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	6	66.7 (2.2)	4	100.0 (2.2)	4	100.0 (2.2)	185	96.4 (100.0)
知らない	2	33.3 (28.6)	0	0	0	0	7	3.6 (100.0)
合計	4	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

(4-6) 学歴別狭山差別裁判の認識

	不就学者		義務教育 修了者		中等教育 経験者		高等教育者		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
知っている	36	87.8 (19.5)	86	98.9 (45.5)	55	98.2 (29.7)	8	100.0 (29.7)	135	96.4 (100.0)
知らない	5	12.2 (71.4)	1	1.1 (14.3)	1	1.8 (14.3)	0	0	7	3.6 (100.0)
合計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	55	100.0 (29.2)	8	100.0 (29.2)	192	100.0 (100.0)

2. 狭山差別裁判に対する関心

(1) 概要

狭山差別裁判に関心をもっている人は、157人—84.9%で、関心のない人は10人—5.4%、わからない人は18人—9.7%となっている。(4-8)

(4-8) 狭山差別裁判への関心の有無

	あ る	な い	わからない
N	157	10	18
%	84.9	5.4	9.7

すなわち調査対象者総数からすれば、II部落では狭山差別裁判に関心のある人は81.8%となる。

狭山差別裁判に対する部落大衆の関心のつよきは地域の解放運動におけるとりくみの力量によるものである。例えば北九州市では関心があるものは82.1%、古賀町では59.2%、筑紫野市では71.6%となっている。

(2) 性別からみた場合

狭山差別裁判に関心が「ある」ものは、男82人—89.1%、女75人—80.6%で、男の場合に女の場合よりも関心が多少ながらつよい。しかしながら、関心の「ない」ものは男2人—2.2%、女8人—8.6%で、「わからない」ものが男8人—8.7%、女10人—10.8%とみられる。しかも「知っている」と「関心がある」ことでは後者が前者よりも少なく、「知っている」ことがそのまま関心とならない点に問題がある。(4—10)

(4—10) 性別狭山差別裁判の関心の有無

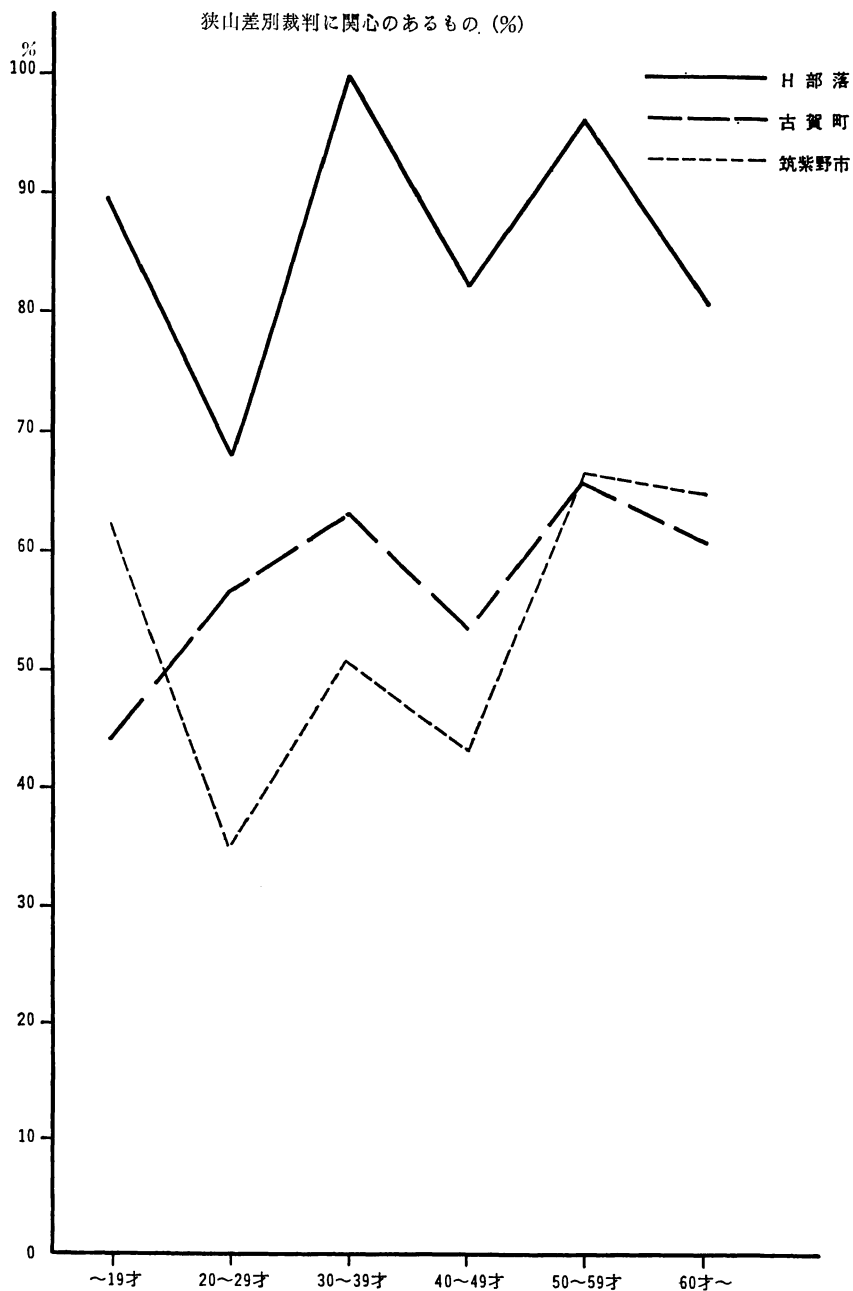
	男		女		合計	
	N	%	N	%	N	%
あ る	82	89.1 (52.2)	75	80.6 (47.8)	157	84.9 (100.0)
な い	2	2.2 (20.0)	8	8.6 (80.0)	10	5.4 (100.0)
わからない	8	8.7 (44.4)	10	10.8 (55.6)	18	9.4 (100.0)
合 計	92	100.0 (49.7)	93	100.0 (50.3)	185	100.0 (100.0)

狭山差別裁判に対する関心が男よりも女に稀薄であることは一般的傾向といえよう。筑紫野市の差別部落の大衆のばあい、狭山差別裁判に関心があるものは男のばあい82.6%、女のばあい81.1%で女よりも男に多く、古賀町のばあいも同様に男63.5%、女54.9%と狭山差別裁判に関心があるものは女より男に多くなっている。

(3) 年令別からみた場合

狭山差別裁判に対する関心が「ある」ものは30～39才の場合全員で、19才未満17人—89.5%、50～59才30人—96.8%、60～69才17人—85.0%は平均率84.9%以上に関心が「ある」ものが多く、関心が低いのも20～29才28人68.3%と70才以上8人—72.7%である。(4—11)

狭山差別裁判に関心のあるもの。(%)



(4-11) 年令別狭山差別裁判の関心の有無

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	17	89.5 (10.8)	28	68.3 (17.8)	28	100.0 (17.8)	29	82.9 (18.5)
な い	2	10.5 (20.0)	5	12.2 (50.0)	0	0	1	2.9 (10.0)
わからない	0	0	8	19.5 (44.4)	0	0	5	14.3 (27.8)
合 計	19	100.0 (10.3)	40	100.0 (22.2)	28	100.0 (15.1)	35	100.0 (15.1)

	50～59才		60～69才		70才以上		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	30	96.8 (19.1)	17	85.0 (10.8)	8	72.7 (5.1)	157	84.9 (100.0)
な い	0	0	0	0	2	18.2 (20.0)	10	5.4 (100.0)
わからない	1	3.6 (5.6)	3	15.0 (16.7)	1	9.1 (5.6)	18	9.4 (100.0)
合 計	31	100.0 (16.8)	20	100.0 (10.8)	11	100.0 (5.9)	185	100.0 (100.0)

以上からみると20～29才の若年層と60才以上の高年層にどちらかといえば狭山差別裁判に対する関心が低くなっているが、この傾向は他の部落のばあいにもみられる。筑紫野市のばあいでも関心があるものは、20～29才74.5%にとくに少なく、また古賀町のばあいでも関心があるものは19才以下44.1%と20～29才56.9%に平均率59.2%よりも少なくなっている。

(4) 続柄からみた場合

狭山差別裁判に関心が「ある」ものは母4人—100.0%、その他の男4人—100.0%を別とすれば、男の子22人—91.7%に世帯主68人—86.1%や配偶者47人—87.0%より多く、女の子10人—62.5%にもっとも少ない。関心がないものは世帯主3人—3.8%、配偶者に2人—3.7%、男の子に1人—4.2%、女の子に4人—25.0%みられる。(4-12)

(5) 学歴からみた場合

狭山差別裁判を知っている人々で、関心のあるものは、不就学者では32人—88.9%、義務教育修了者では75人—87.2%、中等教育経験者の場合45人—81.8%、高等教育経験者の場合5人—62.5%となっている。したがって、狭山差別裁判のこを知っているにもかかわらず、そのことに関心がある人々は学歴の低いものの場合に、学歴の高い人々よりも多い。(4-13)

(4-12) 続柄別狭山裁判の関心の有無

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	68	86.1 (43.3)	47	87.0 (29.9)	22	91.7 (14.0)	10	62.6 (6.4)
な い	3	3.8 (30.0)	2	3.7 (20.0)	1	4.2 (10.0)	4	25.0 (40.0)
わからない	8	10.1 (44.4)	5	4.3 (27.8)	1	4.2 (5.6)	2	12.5 (11.1)
合 計	79	100.0 (42.7)	54	100.0 (29.2)	24	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.6)

	母		その他の男		その他の女		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	4	100.0 (2.5)	4	100.0 (2.5)	2	50.0 (1.3)	157	84.9 (100.0)
な い	0	0	0	0	0	0	10	5.4 (100.0)
わからない	0	0	0	0	2	50.0 (11.1)	18	9.7 (100.0)
合 計	4	100.0 (2.2)	4	100.0 (2.2)	4	100.0 (2.2)	185	100.0 (100.0)

(4-13) 学歴別狭山差別裁判の関心の有無

	不就学者		義務教育 修了者		中等教育 経験者		高等教育 経験者		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
あ る	32	88.9 (20.4)	75	87.2 (47.8)	45	81.8 (23.7)	5	62.5 (3.2)	157	84.9 (100.0)
な い	1	2.8 (10.0)	5	5.8 (50.0)	3	5.5 (10.0)	1	12.5 (10.0)	10	5.4 (100.0)
わからない	3	8.3 (16.7)	6	7.0 (33.3)	7	25.0 (11.1)	2	25.0 (11.1)	18	9.7 (100.0)
合 計	36	100.0 (19.5)	86	100.0 (46.5)	55	100.0 (4.3)	8	100.0 (4.3)	185	100.0 (100.0)

このように学歴の高いものほど狭山差別裁判に対する関心が低いことは、現在の教育が差別の再生産につながることが多く、また部落解放の思想と展望の育成、ことに部落の子どもの社会的立場への自覚の保障がまったく欠落したものであることを如実に示している。

3. 同和对策審議会答申に対する認識

(1) 概 要

同和对策審議会答申について「名前だけ知っている」というものは87人—45.3%で半数近く、「内容も知っている」というのは59人—307%と3分の1に足りない。また「答申を知らない」ものは46人—24.0%と4分の1

近くみられる。しかも、「内容を知っている」といいながら「よく理解している」ものは50人—86.2%であるから、したがって答申を本当に知っているものは全体の26.0%にとどまっている。(4—15) (4—16)

(4—15) 同和对策審議会答申の認識

	名前だけ知っている	内容も知っている	知らない	合計
N	87	59	46	192
%	45.3	30.7	24.0	100.0

(4—16) 同和对策審議会答申内容の認識

	よく理解している	理解がたりない	合計
N	50	8	158
%	86.2	13.8	100.0

答申に対する認識もまた地域の部落解放運動とふかかかかわっている。すなわち答申を知らないものがH地区24.0%、筑紫野市では42.1%、古賀町では40.7%という数字がこれを示している。

(2) 性別からみた場合

「同対審」答申について「知らない」ものは男18人—19.1%よりも女28人—28.6%の場合に多い。また「名前だけを知っている」ものにおいては男44人—46.8%が女43人—43.9%よりも多く、「内容も知っている」というものについても男32人—34.0%の場合、女27人—27.6%よりも多い。

(4—19) また答申の内容を「よく理解している」とみられるものは男27—28.7%のばあい、女23—23.5%のばあいよりも多い。

(4—19) 性別「同対審」答申の認識

	男		女		合計	
	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	44	46.8 (51.6)	43	43.9 (49.4)	87	45.3 (100.0)
内容も知っている	32	34.0 (54.2)	27	27.6 (45.7)	59	30.7 (100.0)
知らない	18	19.1 (39.1)	28	28.6 (60.9)	46	24.0 (100.0)
合計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

答申に対する認識率が男より女に低いことは筑紫野市のばあい(男58.9%、女55.7%)や、古賀町の事例(男67.8%、女51.3%)からもうかがわれる。

(3) 年令別からみた場合

「同対審」答申を「知らない」というものは19才未満5人—25.0%と20~29才10人—24.4%の若い世代と、60~69才7人—35.0%と70才以上11人—73.3%の高年令層に多い。答申の「内容も知っている」ものは30~39才

13人—44.8%、40～49才15人—41.7%、50～59才16人—51.6%の中年層に多い。(4-21)

答申の内容も「知っている」というもので、その内容について「よく理解している」ものを年齢別にみると、19才未満1人—5.0%、20～29才9人—22.0%、30～39才11人—37.9%、40～49才13人—36.1%、50～59才15人—48.4%、60～69才1人—5.0%、70才以上0人—0.0%となっている。

(4-23)

(4-21) 年齢別「同対審」答申の認識

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	14	70.0 (16.1)	20	48.8 (23.0)	12	41.4 (13.8)	17	47.2 (19.5)
内容も知っている	1	5.0 (1.7)	11	26.8 (18.6)	13	44.8 (22.0)	15	41.7 (25.4)
知らない	5	25.0 (10.9)	10	24.4 (21.7)	4	13.8 (8.7)	4	11.1 (8.7)
合計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)

	50～59才		60～69才		70才以上		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	10	32.3 (11.5)	10	50.0 (11.5)	4	26.7 (4.6)	87	45.3 (100.0)
内容も知っている	16	51.6 (27.1)	3	15.0 (5.1)	0	0	59	30.7 (100.0)
知らない	5	16.1 (10.9)	7	35.0 (15.2)	11	73.3 (23.9)	46	24.0 (100.0)
合計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (7.8)	192	100.0 (100.0)

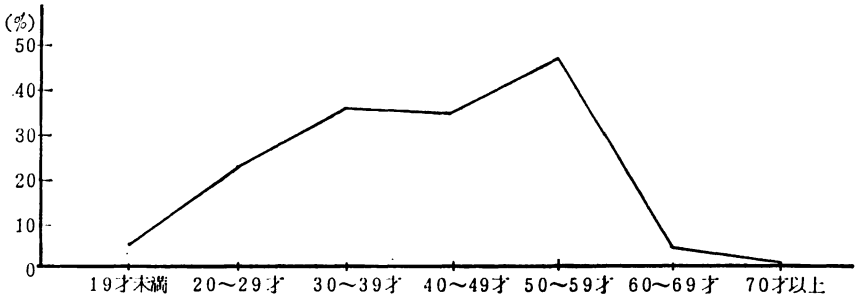
「同対審」答申を知らないものが若年層と高年層に多いことは一般的で、例えば筑紫野市では20～29才58.8%にとくにめだって多く、古賀町では知らないものが19才未満54.5%、20～29才42.7%、30～39才50.6%にとくに多くなっている。

「同対審」答申を知らないもの(%)

	～19才	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才～	全体
H 部落	25.0	24.4	13.8	11.1	16.1	51.4	24.0
筑紫野市	25.0	58.8	48.6	41.6	27.5	40.4	41.2
古賀町	54.5	42.7	50.6	37.1	43.6	41.2	43.5

このように若い世代に「同対審」答申を認識し、理解しているものが少ないということは、部落解放運動や同和教育の問題として再考せられなければならない。

(4-23) 年齢別「同対審」答申の内容をよく理解している



(4) 続柄からみた場合

答申の「内容も知っている」ものは、配偶者22人—40.0%にもっとも多く、世帯主32人—39.0%がこれにつき、男の子4人—16.0%に少なく、女の子に0人—0.0%であることは、とくに注目せられなければならない。

(4-24)

また、「よく理解している」ものは、世帯上の地位別にみると世帯主28人—34.1%で、配偶者18人—32.8%、男の子3人—12.0%、女の子、母、その他男、その他女0—0.0%となっている。このように答申を理解しているものが、男の子どもに少なく、女の子どもに皆無であることは極めて重大なことである。

(5) 学歴からみた場合

「同対審」答申について、その「内容をも知っている」というものは、不就学者の場合9人—22.0%、義務教育修了者では32人—36.8%、中等教育経験者では17人—30.4%、高等教育経験者の場合1人—12.5%となっている。(4-26)

「内容を知っている」という人々で、本当に「よく理解している」とみられるものは、不就学者で8人—88.9%、義務教育修了者で27人—87.1%、中等教育経験者で14人—82.4%、高等教育経験者で1人—100.0%となっている。

(4-24) 続柄別「同対審」答申の認識

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	31	37.8 (35.6)	23	41.8 (26.4)	17	68.0 (19.5)	9	56.3 (10.3)
内容も知っている	32	39.0 (54.2)	22	40.0 (37.3)	4	16.0 (8.7)	0	0
知らない	19	23.2 (41.3)	10	18.2 (21.7)	4	16.0 (8.7)	7	43.8 (15.2)
合計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)
	母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	2	33.3 (2.3)	3	75.0 (3.4)	2	50.0 (2.3)	87	45.3 (100.0)
内容も知っている	0	0	1	25.0 (1.7)	0	0	59	30.7 (100.0)
知らない	4	66.7 (8.7)	0	0	2	50.0 (4.3)	46	24.0 (100.0)
合計	6	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

(4-26) 学歴別「同対審」答申の認識

	不就学者		義務教育修了者		中等教育修了者		高等教育修了者		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
名前だけ知っている	19	46.3 (21.8)	35	40.2 (40.2)	26	46.4 (29.9)	7	87.5 (8.0)	87	45.3 (100.0)
内容も知っている	9	22.0 (15.3)	32	36.8 (54.2)	17	30.4 (28.8)	1	12.5 (1.7)	59	30.7 (100.0)
知らない	13	31.7 (28.3)	20	23.0 (43.5)	13	23.2 (28.3)	0	0	46	24.0 (100.0)
合計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

このばあい内容も知っているものが高等教育修了者にはわずか1人—12.5%しかみられず、また中等教育修了者のばあい17人—30.4%が義務教育修了者35人—40.2%のばあいと比べて少ないということは、ここにも現在における解放教育の不毛性が上級学校ほどつよくなっていることを示している。

4. 同和对策事業特別措置法に対する認識

(1) 概要

同和对策事業特別措置法について「内容も知っている」というものは75人—39.1%で3分の1あまりであり、「知らない」というものは78人—

40.6%、「名前だけ知っている」というものは39人—20.3%となっている。

(4-30)

しかも、「内容をよく理解している」とみられるものは70人—36.5%で3分の1である。(4-31)

(4-30) 「措置法」の認識

	内容も知っ ている	知らない	名前だけ知 っている	合 計
	N	75	78	39
%	39.1	40.6	20.3	100.0

(4-31) 「措置法」の内容認識

	よく理解 している	理解がた りない	合 計
	N	70	5
%	93.3	6.7	100.0

「措置法」の認識がこのように必ずしも十分でないことは一般的傾向である。例えば筑紫野市では38.5%、古賀町では44.2%、北九州市では52.6%というのが「措置法」を知らない人々の比率である。

(2) 性別からみた場合

「知らない」ものは、男33人—35.1%よりも女45人—45.9%に多い。また「名前だけ知っている」ものは、男22人—23.4%の場合に、女17人—17.3%の場合よりも多く、「内容も知っている」ものは男39人—41.5%の

(4-44) 性別「措置法」の認識

	男		女		合 計	
	N	%	N	%	N	%
内容も知っ ている	39	41.5 (52.0)	36	36.7 (48.0)	75	39.1 (100.0)
知らない	33	35.1 (42.3)	45	45.9 (57.7)	78	40.6 (100.0)
名前だけ知 っている	22	23.4 (56.4)	17	17.3 (43.6)	39	20.3 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	193	100.0 (100.0)

(4-45) 性別「措置法」の内容の認識

	男		女		合 計	
	N	%	N	%	N	%
よく理解して いる	37	94.9 (52.9)	33	91.7 (47.1)	70	93.3 (100.0)
理解がたり ない	2	5.1 (40.0)	3	8.3 (60.0)	5	6.7 (100.0)
合 計	39	100.0 (52.0)	36	100.0 (48.0)	75	100.0 (100.0)

場合に、女36人—36.7%よりも多い。(4—44)

また、内容を「よく理解しているもの」が男37人—39.3%のばあいに女36人—36.6%のばあいよりも多い。

同和対策事業特別措置法を知らないものが男のばあいよりも女のばあいに多いことは一般的な傾向である。すなわち「知らないもの」は筑紫野市でも女のばあい42.5%に男のばあい36.6%よりも多く、古賀町でも女52.8%に男34.3%よりも多い。

(3) 年齢からみた場合

「措置法」について「知らない」というものは19才未満10人—50.0%、20～29才17人—41.5%の若い世代と、60～69才15人—75.0%と70才以上15人—100.0%の高年齢層に多い。「内容も知っている」というものは30～39才14人—48.3%、40～49才18人—50.0%、50～59才16—51.6%に多い。

しかも「措置法」について「内容をよく理解している」ものは19才未満では8人—40.0%、20～29才では13人—31.7%、30～39才では14人—48.3%、40～49才17人—44.2%、50～59才13人—41.9%、60～69才では5人—25.0%、70才以上では0人—0.0%ということになる。(4—47)

(4—47)

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	8	40.0 (10.7)	14	34.1 (18.7)	14	48.3 (18.7)	18	50.0 (24.0)
知らない	10	50.0 (12.8)	17	41.5 (21.8)	4	13.8 (5.1)	9	25.0 (11.5)
名前だけ知っている	2	10.0 (5.1)	10	24.4 (25.6)	11	37.9 (28.2)	9	25.0 (23.1)
合計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)
	50～59才		60～69才		70才以上		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	16	51.6 (21.3)	5	25.0 (6.7)	0	0	75	39.1 (100.0)
知らない	8	25.8 (10.3)	15	75.0 (19.2)	15	100.0 (19.2)	78	40.6 (100.0)
名前だけ知っている	7	22.6 (17.9)	0	0	0	0	39	20.3 (100.0)
合計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (7.8)	192	100.0 (100.0)

措置法を知らないものが若い世代と高令者に多いことは一般的傾向である。例えば筑紫野市では20～29才64.7%に知らないものが3分の2近くもいてもっとも多く、古賀町では知らないものが19才未満65.5%と20～29才53.2%と60才以上50.8%に平均率44.2%以上に多くなっている。このことは部落解放運動をたたかううえで極めて重大な問題点である。

(4) 続柄からみた場合

「措置法」の「内容も知っている」というものは、配偶者29人—52.7%にもっとも多く、男の子11人—44.0%がこれに次ぎ、世帯主30人—36.6%で、女の子3人—18.8%に少ない。(4—49)

また、内容も知っているといいながら、「理解がたりない」ものは世帯主に1人—3.3%、配偶者に2人—6.9%、男の子に1人—9.1%みられる。

(4—49) 続柄別「措置法」の認識

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	30	36.6 (40.0)	29	52.7 (38.7)	11	44.0 (14.7)	3	18.8 (4.0)
知らない	31	37.8 (39.7)	16	29.1 (20.5)	10	40.0 (12.8)	9	56.3 (11.5)
名前だけ知っている	21	25.6 (53.8)	10	18.2 (25.6)	4	16.0 (10.3)	4	25.0 (10.3)
合計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)

	母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	0	0	2	50.0 (2.7)	0	0	75	39.1 (100.0)
知らない	6	100.0 (7.7)	2	50.0 (2.6)	4	100.0 (5.1)	78	40.6 (100.0)
名前だけ知っている	0	0	0	0	0	0	39	20.3 (100.0)
合計	6	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

ことに「知らない」というものが、男の子40.0%や女の子56.3%のばあい、世帯主37.8%や配偶者29.1%のばあいよりも多いことは注目せられなければならない。

(5) 学歴からみた場合

「措置法」をその「内容を知っている」という人は、不就学者で10人—

24.4%、義務教育修了者で35人—40.2%、中等教育経験者で25人—44.6%、高等教育経験者で5人—62.5%となっている。高学歴者の場合に低学歴者の場合よりも「内容を知っている」というものが多い。(4—51)

また、「措置法」をその内容を知っているという人々で、「よく理解している」ものは、不就学者で10人—100.0%、義務教育修了者で32人—91.4%、中等教育経験者で24人—96.0%、高等教育経験者で4人—80.0%となっている。

(4—51) 学歴別「措置法」の認識

	不就学者		義務教育修了者		中等教育経験者		高等教育経験者		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	10	24.4 (13.3)	35	40.2 (46.7)	25	44.6 (33.3)	5	62.6 (6.7)	75	39.1 (100.0)
知らない	25	61.0 (32.1)	33	37.9 (42.3)	17	30.4 (21.8)	3	37.5 (3.8)	78	40.6 (100.0)
名前だけ知っている	6	14.6 (15.4)	19	21.8 (48.7)	14	25.0 (35.9)	0	0	39	20.3 (100.0)
合計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

この場合「知らない」ものが高等教育経験者のばあいには中等教育経験者のばあいより多く、義務教育修了者のばあいとはほぼ同じであるということは、高度な教育が必ずしも部落解放の思想と認識の育成にそのままつながるものでないことを示している。

5. 部落解放総合計画に対する認識

(1) 概要

部落解放総合計画の「内容も知っている」ものは123人—64.1%で、約3分の2であり、「名前だけ知っている」ものは31人—16.1%で、「知らない」ものは38人—19.8%みられる。(4—56)

(4—56) 総合計画の認識

	内容も知っている	知らない	名前だけ知っている	合計
N	123	38	31	192
%	64.1	19.8	16.1	100.0

(2) 性別からみた場合

総合計画の「内容も知っている」というものは男68人—72.3%の場合、女55人—56.1%の場合よりも多い。「名前だけ知っている」ものは男13人—13.8%より女18人—18.4%に若干多くなっている。そして「知らない」というものは男13人—13.8%の場合よりも、女25人—25.5%の場合に多い。(4—58)

(4—58) 性別総合計画に対する認識

	男		女		合 計	
	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	68	72.3 (55.3)	55	56.1 (44.7)	123	64.1 (100.0)
知らない	13	13.8 (34.2)	25	25.5 (65.8)	38	19.8 (100.0)
名前だけ知っている	13	13.8 (41.9)	18	18.4 (58.1)	31	16.1 (100.0)
合 計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

(3) 年齢からみた場合

総合計画について「知らない」というものは、19才未満5人—25.0%、20～29才6人—14.6%の若い年齢層と60～69才8人—40.0%、70才以上9

(4—59) 年齢別総合計画に対する認識

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	14	70.0 (11.4)	27	65.9 (22.0)	26	89.7 (21.1)	26	72.2 (21.1)
知らない	5	25.0 (13.2)	6	14.6 (15.8)	2	6.9 (5.3)	4	11.1 (10.5)
名前だけ知っている	1	5.0 (3.2)	8	19.5 (25.8)	1	3.4 (3.2)	6	16.7 (19.4)
合 計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)

	50～59才		60～69才		70才以上		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	21	67.7 (17.1)	8	40.0 (6.5)	1	6.7 (0.8)	123	64.1 (100.0)
知らない	4	12.9 (10.5)	8	40.0 (21.1)	9	60.0 (23.7)	38	19.8 (100.0)
名前だけ知っている	6	19.4 (19.4)	4	20.0 (19.9)	5	33.3 (16.1)	31	16.1 (100.0)
合 計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (7.8)	192	100.0 (100.0)

人—60.0%の高年令層に多い。「内容も知っている」ものは30～39才26人—89.7%、40～49才26人—72.2%に多く、19才未満14人—70.0%、20～29才27人—65.4%と、どちらかといえば若い年令層に少なく、50～59才21人—67.7%60～69才8人—40.0%、70才以上1人—6.7%と高年令化につれて少なくなっている。(4—59)

(4) 続柄からみた場合

総合計画の「内容も知っている」ものは、配偶者41人—74.5%と男の子18人—72.0%、その他の男3人—75.0%に多く、世帯主53人—64.6%や女の子8人—50.0%に少なく、母やその他の女にはない。(4—60)

(4—60) 続柄別総合計画に対する認識

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	53	64.6 (43.1)	41	74.5 (33.3)	18	72.0 (14.6)	8	50.0 (6.5)
知らない	15	18.3 (39.5)	5	9.1 (13.2)	3	12.0 (7.9)	4	25.0 (10.5)
名前だけ知っている	14	17.1 (45.2)	9	16.4 (29.0)	4	16.0 (12.9)	4	25.0 (12.9)
合計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)
	母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	0	0	3	75.0 (2.4)	0	0	123	64.1 (100.0)
知らない	6	100.0 (15.8)	1	25.0 (2.6)	4	100.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)
名前だけ知っている	0	0	0	0	0	0	31	16.1 (100.0)
合計	6	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

(4—61) 学歴別総合計画に対する認識

	不就学者		義務教育修了者		中等教育経験者		高等教育経験者		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
内容も知っている	18	43.9 (14.6)	61	70.1 (49.6)	40	71.4 (32.5)	4	50.0 (3.3)	123	64.1 (100.0)
知らない	12	29.3 (31.6)	15	17.2 (39.5)	7	12.5 (18.4)	4	50.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)
名前だけ知っている	11	26.8 (35.5)	11	12.6 (35.5)	9	16.1 (29.0)	0	0	31	16.1 (100.0)
合計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

(5) 学歴からみた場合

総合計画の「内容も知っている」ものは、不就学者の場合18人—43.9%、義務教育修了者では61人—70.1%、中等教育経験者の場合40人—71.4%、高等教育経験者では4人—50.0%となっている。不就学者と高等教育経験者に知らないものが多いことは留意せられるべき問題点である。(4—61)

第3章 部落解放運動への参加

部落解放運動は被差別部落大衆を運動の主体とし、核とするところの大衆運動である。したがって部落大衆の部落解放運動への参加状況とその動機ならびに参加したくてもできない理由や参加していない理由を明らかにすることは極めて重要なことからである。

1. 部落解放運動への参加状況

(1) 概要

部落解放運動に「参加している」というものは104人—54.2%、「参加しようと思うができない」というもの50人—26.0%、「参加していない」ものは38人—19.8%となっている。(5-1)

(5-1) 部落解放運動への参加

	参加している	しようと思う ができない	参加して いない	合計
N	104	50	38	192
%	54.2	26.0	19.8	100.0

ここに示されている参加率は大衆の「参加意識」の主体的表現であって、参加意識の自覚状況は大衆の運動組織における主体的な組織率を示すものという

ことができる。したがって、このことは地域の部落解放運動の組織と運動の状況とふかかかわってくる。したがって古賀町のばあいには部落解放運動に参加しているものは47.4%、北九州市では68.9%というように、それぞれ地域の状況と調査時点における活動状況によってこととなる。

部落解放運動への参加が同盟支部員であること、また支部員ではないが要求組合員であるばあい、さらに部落大衆として組織には加入してしていないが支部の動員や大衆行動に参加しているばあいや、部落内での各種の学習や行事などに参加していることを運動への参加と答えているばあいもあったりして、部落解放運動への参加率の測定は極めて複雑な手法によって行なわれなければならない。したがって、ここに表示せられている参加率から部落解放運動への大衆の参加状況を即断してはならない。ことに参加しているということが部落解放同盟の支部員であること、そして支部としての運動の活動に参加している状況と、たんに部落大衆の一人として動員やその他に参加している状況とでは決定的に質的ちがいが参加自体にあ

ることを見失ってはならない。

(2) 性別からみた場合

部落解放運動に「参加している」ものは男51人—54.3%、女53人—54.1%もほとんど変わらない。「参加しようと思うができない」というものは、男30人—31.9%に女20人—20.4%より多く、「参加していない」ものは男13人—13.8%より女25人—25.5%に多い。(5—3)

(5—3) 性別部落解放運動への参加状況

	男		女		合計	
	N	%	N	%	N	%
参加している	51	54.3 (49.0)	53	54.1 (51.0)	104	54.2 (100.0)
参加しようと思う ができない	30	31.9 (60.0)	20	20.4 (40.0)	50	26.0 (100.0)
参加していない	13	13.8 (34.2)	25	25.5 (65.8)	38	19.8 (100.0)
合計	94	100.0 (49.0)	98	100.0 (51.0)	192	100.0 (100.0)

部落解放運動への参加率は男のばあいに女よりも高いことは一般的傾向とは必ずしもいえない。古賀町では男の参加率は56.2%、女の参加率は39.6%であるが、北九州市のばあい男の参加率67.6%、女の参加率70.1%となっている。

(3) 年齢からみた場合

部落解放運動に「参加していない」というものは、19才未満4人—20.0%、20～29才17人—41.5%の若い年齢層の場合と、60～69才4人—20.0%、70才以上4人—26.7%の高年齢層の場合に多い。「参加している」というものは、19才未満13人—65.0%、30～39才23人—79.3%、50～59才20人—

(5—4) 年齢別部落解放運動への参加状況

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	13	65.0 (12.5)	15	36.6 (14.4)	23	79.3 (22.1)	18	50.0 (17.3)
参加しようと思う ができない	3	15.0 (6.0)	9	22.0 (18.0)	4	13.8 (8.0)	14	38.9 (28.0)
参加していない	4	20.0 (10.5)	17	41.5 (44.7)	2	6.9 (5.3)	4	11.1 (10.5)
合計	20	100.0 (10.4)	41	100.0 (21.4)	29	100.0 (15.1)	36	100.0 (18.8)

	50～59才		60～69才		70才以上		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	20	64.5 (19.2)	12	60.0 (11.5)	3	20.0 (2.9)	104	54.2 (100.0)
参加しようと思 うができない	8	25.8 (16.0)	4	20.0 (8.0)	8	52.3 (16.0)	50	26.0 (100.0)
参加していない	3	9.7 (7.9)	4	20.0 (10.5)	4	26.7 (10.5)	38	19.8 (100.0)
合 計	31	100.0 (16.1)	20	100.0 (10.4)	15	100.0 (7.8)	192	100.0 (100.0)

64.5%、60～69才12人—60.0%の場合に平均率54.2%以上に多くなっている。(5-4)

このように部落解放運動への参加率が20～29才にとくに低いことは重大な問題で、若い世代に部落解放運動への参加者が少ないことは古賀町のばあい19才未満29.8%、20～29才33.3%と平均参加率47.4%以下となっている実情や北九州市では、参加率は40～49才の83.0%をピークとし、30～39才の80.5%はともかく、20～29才60.6%、10～19才46.9%と若年層に少なくなっている。

年令別運動への参加状況 一古賀町一

	～19才	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才～	合 計
参加している	29.8	33.3	55.8	54.7	56.3	50.8	47.4
参加しようと思 うができない	4.8	9.2	5.8	6.5	19.6	3.9	8.3
参加していない	65.4	57.5	38.4	38.8	24.1	45.3	44.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(4) 続柄からみた場合

部落解放運動に「参加している」ものは、配偶者41人—74.5%に多く、世帯主45人—54.9%、男の子13人—52.0%がこれにつき、女の子3人—18.8%に少ない。「参加しようと思いができない」ものは、世帯主に30人—36.6%、配偶者に9人—16.4%、男の子に5人—20.0%、女の子に2人—12.5%、母に2人—33.3%、その他の男に2人—50.0%がみられる。

(5-5)

部落解放運動への参加が男の子や女の子に少ないことは北九州市のばあいにも同様の事実が示されているが、このことは部落解放運動の現状と將

(5-5) 続柄別部落解放運動への参加状況

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	45	54.9 (43.3)	41	74.5 (39.4)	13	52.0 (12.5)	3	18.8 (2.9)
参加しようと思 うができない	30	36.6 (60.0)	9	16.4 (18.0)	5	20.0 (10.0)	2	12.5 (4.0)
参加していない	7	8.5 (18.4)	5	9.1 (13.2)	7	28.0 (18.4)	11	68.8 (28.9)
合計	82	100.0 (42.7)	55	100.0 (28.6)	25	100.0 (13.0)	16	100.0 (8.3)

	母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	0	0	2	50.0 (1.9)	0	0	104	54.2 (100.0)
参加しようと思 うができない	2	33.3 (4.0)	2	50.0 (4.0)	0	0	50	26.0 (100.0)
参加していない	4	66.7 (10.5)	0	0	4	100.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)
合計	6	100.0 (3.1)	4	100.0 (2.1)	4	100.0 (2.1)	192	100.0 (100.0)

来にとってとくに重大な問題をなげかけている。すなわち北九州市のぼあいにおいては参加率は世帯主74.6%、配偶者81.7%に対して子ども、孫は46.9%に止っている。

(5) 学歴からみた場合

部落解放運動に「参加している」ものは、不就学者の場合21人—51.2%、義務教育修了者の場合51人—58.6%、中等教育経験では31人—55.4%、高等教育経験者1人—12.5%となっている。とくに高等教育経験者に運動への参加者がもっとも少ないということ、というよりも皆無に近いということはきわめて大きい問題である。部落解放運動に「参加しようと思ができない」ものは、不就学者の場合13人—31.7%、義務教育修了者では21人—24.1%、中等教育経験者の場合13人—23.2%、高等教育経験者では3人—37.5%となっている。「参加していない」というものは、不就学者7人—17.1%、義務教育修了者15人—17.2%、中等教育経験者12人—21.4%、高等教育経験者4人—50.0%で高学歴者の場合に多い。このことはきわめて重大なことである。(5-6)

部落解放運動へ参加しているものが高等教育の経験者のぼあいに少ない

(5-6) 学歴別部落解放運動への参加状況

	不就学者		義務教育 修了者		中等教育 経験者		高等教育 経験者		合 計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
参加している	21	51.2 (20.2)	51	58.6 (49.0)	31	55.4 (29.8)	1	12.5 (1.0)	14	54.2 (100.0)
参加しようと思 うができない	13	31.7 (26.0)	21	24.1 (42.0)	13	23.2 (26.0)	3	37.5 (6.0)	50	26.2 (100.0)
参加していない	7	17.1 (18.4)	15	17.2 (39.5)	12	21.4 (31.6)	4	50.0 (10.5)	38	19.8 (100.0)
合 計	41	100.0 (21.4)	87	100.0 (45.3)	56	100.0 (29.2)	8	100.0 (4.2)	192	100.0 (100.0)

ことは北九州市の調査でも明らかにせられているところである。すなわち、参加率は不就学70.5%、義務教育74.3%、中等教育57.7%、高等教育55.7%となっている。このことは現代の体制的な高等教育の味が部落解放の課題と要求におよそ無縁とさえいえるような状況にあることを表明している。

2. 部落解放運動への参加の動機 (大分類)

(1) 概 要

部落解放運動への参加の動機では、「部落解放運動それ自体のために」88人—55.7%が半数以上を占め、「権利意識の自覚から」31人—19.6%がこれにつき、「他人の勧奨によって」24人—15.2%のほか、「解放理念の芽生えから」8人—5.1%、「支部の運動内容への参加から」7人—4.4%となっている。(5-8)

(5-8) 部落解放運動への参加動機の内容 (大分類)

	部落解放それ 自体のために	他人の勧奨に よって	支部の運動内 容への参加から	解放理念の芽 生えから	権利意識の自 覚から	合 計
N	88	24	7	8	31	158
%	55.7	15.2	4.4	5.1	19.6	100.0

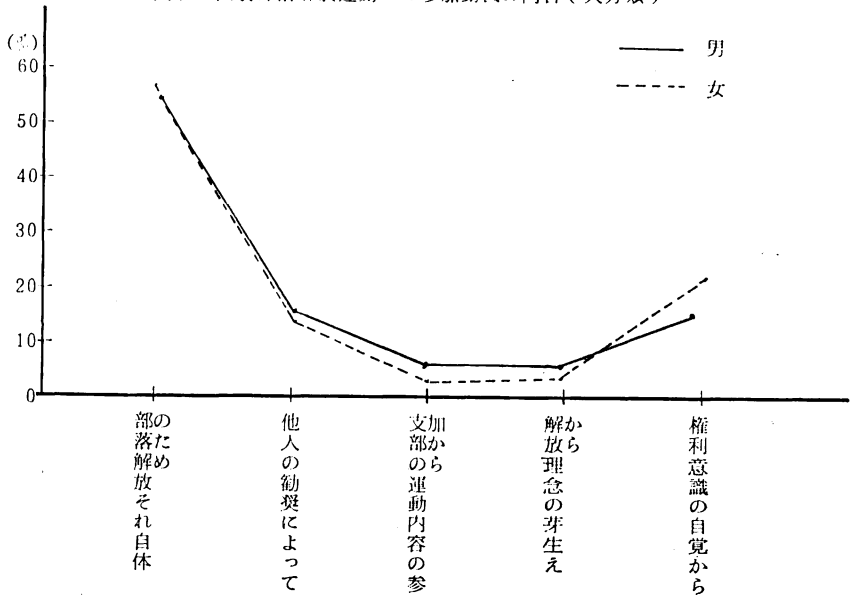
(2) 性別からみた場合男の場合「部落解放それ自体のために」44人—54.3%というのが半数以上を占め、「権利意識の自覚から」14人—17.3%、「他人の勧奨によって」13人—16.1%のほか、「支部の運動内容への参加」から5人—6.2%、「解放理念の芽生えから」5人—6.2%となっている。女では「部落解放それ自体から」44人—57.1%が大部分で、「権利意識の自覚から」17人—22.1%がこれにつき、「他人の勧奨によって」11人—14.3

％のほか、「解放理念の芽生えから」3人—3.9%、「支部の運動内容への参加から」2人—2.6%となっている。(5—10) (5—10図)

(5—10) 性別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	男		女		合計	
	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体のため	44	54.3 (50.0)	44	57.1 (50.0)	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によって	13	16.1 (54.2)	11	14.3 (45.8)	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容への参加から	5	6.2 (71.4)	2	2.6 (28.6)	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生えから	5	6.2 (62.5)	3	3.9 (37.5)	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	14	17.3 (45.3)	17	22.1 (54.8)	31	19.6 (100.0)
合計	81	100.0 (51.3)	77	100.0 (48.7)	158	100.0 (100.0)

(5—10図) 性別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)



(3) 年齢からみた場合

19才未満をはじめ各年齢層とも「部落解放それ自体のため」というのがもっとも多いが、19才未満では「支部の運動内容への参加から」「他人の勧奨によって」、20～29才では「他人の勧奨によって」、30～39才では「他

人の勧奨によって」、40～49才では「権利意識の自覚から」「他人の勧奨によって」、70才以上では「権利意識の自覚から」がそれぞれもっとも主な理由とせられている。(5-11)

(5-11) 年令別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	19才未満		20～29才		30～39才		40～49才	
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体のため	8	53.3 (9.1)	12	50.0 (13.6)	15	55.6 (17.0)	15	58.8 (22.7)
他人の勧奨によって	3	20.0 (12.5)	8	33.3 (33.3)	4	14.8 (16.8)	4	11.8 (16.7)
支部の運動内容への参加から	3	20.0 (42.9)	0	0	3	11.1 (42.9)	1	2.9 (14.3)
解放理念の芽生えから	0	0	0	0	2	7.4 (25.0)	4	11.8 (50.0)
権利意識の自覚から	1	6.7 (3.2)	4	16.7 (12.9)	3	11.1 (9.7)	5	14.7 (16.1)
合計	15	100.0 (9.5)	24	100.0 (15.2)	27	100.0 (17.1)	34	100.0 (21.5)

	50～59才		60～69才		70才以上		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体のため	17	58.6 (19.3)	12	66.7 (13.6)	4	36.4 (4.5)	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によって	4	13.8 (16.7)	4	5.6 (4.2)	0	0	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容への参加から	0	0	0	0	0	0	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生えから	0	0	1	5.6 (12.5)	1	9.1 (12.5)	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	8	27.6 (25.8)	4	22.2 (12.9)	6	54.5 (19.5)	31	19.6 (100.0)
合計	29	100.0 (18.4)	18	100.0 (11.4)	11	100.0 (7.0)	158	100.0 (100.0)

(4) 続柄からみた場合

運動への参加の動機は、世帯主の場合「部落解放それ自体のため」42人—55.3%というものがもっとも多く、「権利意識の自覚から」17人—22.4%とりくんでいるものがこれにつぎ、配偶者の場合も同様の傾向がある。男の子では「部落解放それ自体のために」9人—50.0%のほか、「他人の勧奨によって」3人—16.7%や、「支部の運動内容に参加して」3人—16.7%というものがもっとも多い。(5-12)

(5) 学歴からみた場合

不就学者の場合「部落解放運動それ自体のために」とりくもうとしたも

(5-12) 続柄別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	世帯主		配偶者		男の子		女の子	
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体のため	42	55.3 (47.7)	30	60.0 (34.1)	9	50.0 (34.1)	2	40.0 (2.3)
他人の勧奨によって	9	11.8 (37.5)	7	14.0 (29.2)	3	16.7 (12.5)	3	60.0 (12.5)
支部の運動内容への参加から	2	2.6 (28.6)	2	4.0 (28.6)	3	16.7 (42.9)	0	0
解放理念の芽生えから	6	7.9 (75.0)	1	2.0 (12.5)	1	5.6 (12.5)	0	0
権利意識の自覚から	17	22.4 (54.8)	10	20.0 (32.3)	2	11.1 (6.5)	0	0
合計	76	100.0 (48.1)	50	100.0 (31.6)	18	100.0 (11.4)	5	100.0 (3.2)
	母		その他の男		その他の女		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体のため	2	40.0 (2.3)	3	75.0 (3.4)	0	0	88	55.7 (100.0)
他人の勧奨によって	1	20.0 (4.2)	1	25.0 (4.2)	0	0	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容への参加から	0	0	1	0	0	0	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生えから	0	0	0	0	0	0	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	2	40.0 (6.5)	0	0	0	0	31	19.6 (100.0)
合計	5	100.0 (3.2)	4	100.0 (2.5)	0	0	158	100.0 (100.0)

のが22人—64.7%、「権利意識の自覚から」9人—26.5%、「解放理念の芽生えから」2人—5.9%、「支部の運動内容への参加から」1人—2.9%となっている。義務教育修了者では「部落解放運動それ自体のために」42人—53.8%、「権利意識の自覚によって」16人—20.5%、「他人の勧奨によって」12人—15.4%、「解放理念の芽生えから」6人—7.7%、「支部の運動内容への参加から」2人—2.6%となっている。中等教育経験者の場合「部落解放運動それ自体のために」23人—54.8%、「他人の勧奨によって」9人—21.4%、「権利意識の自覚によって」6人—14.3%、「支部の運動内容への参加から」4人—9.5%という状況である。高等教育経験者では「他人の勧奨によって」3人—75.0%と「部落解放運動それ自体のために」1人—25.0%とせられている。

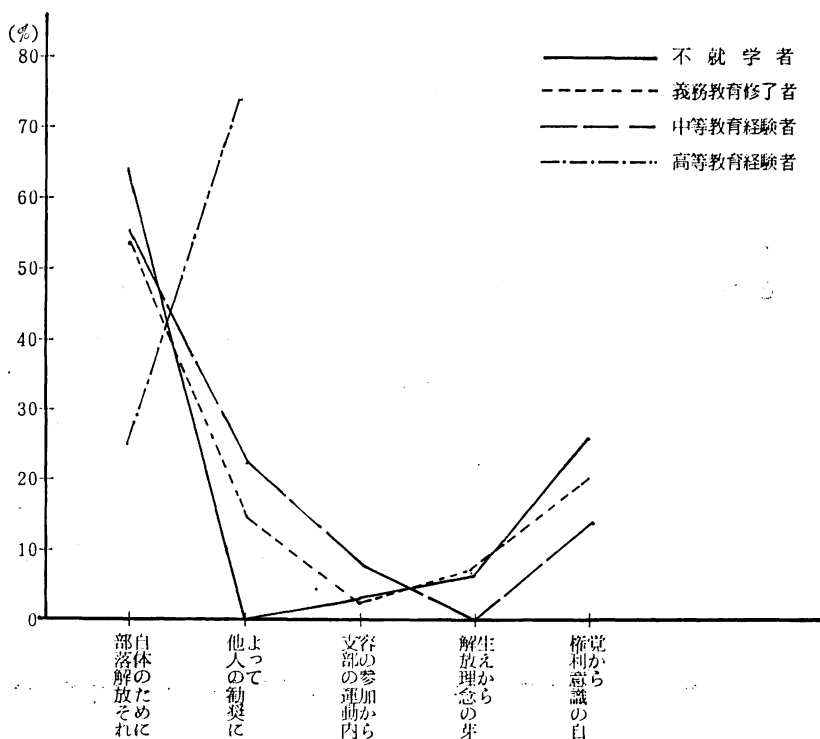
この場合「他人の勧奨によるもの」が、低学歴者よりも高学歴者の場合に多いことにみられるように、そして「権利意識の自覚によって」が低学

歴者の場合に高学歴者の場合よりも多いことは、高学歴者の部落解放運動への参加動機が低学歴者の場合と比べて、どちらかといえば他律的、受動的であることが示されている。(5-13) (5-13図)

(5-13) 学歴別部落解放運動への参加動機の内容(大分類)

	不就学者		義務教育修了者		中等教育修了者		高等教育経験者		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
部落解放それ自体のため	22	64.7 (25.0)	42	53.8 (47.7)	23	54.8 (26.1)	1	25.0 (1.1)	88	55.7 (100.0)
他人の勸奨によって	0	0	12	15.4 (50.0)	9	21.4 (37.5)	3	75.0 (12.5)	24	15.2 (100.0)
支部の運動内容への参加から	1	2.9 (14.3)	2	2.6 (28.6)	4	9.5 (57.1)	0	0	7	4.4 (100.0)
解放理念の芽生えから	2	5.9 (25.0)	6	7.7 (75.0)	0	0	0	0	8	5.1 (100.0)
権利意識の自覚から	9	26.5 (29.0)	16	20.5 (51.6)	6	14.3 (19.4)	0	0	31	19.6 (100.0)
合計	34	100.0 (21.5)	78	100.0 (49.4)	42	100.0 (26.6)	4	100.0 (2.5)	158	100.0 (100.0)

(5-13図) 学歴別部落解放運動の参加動機の内容



3. 部落解放運動への参加動機の内容（小分類）

(1) 概 要

部落解放運動への参加動機としてもっとも多いのは「支部の結成」27人—17.1%であり、「差別をなくするため」「親、兄弟身内のものの運動に学んで」「親、兄弟身内のものさそい」各11人—7.0%が主なものであり、「結婚、就職などで差別をうけたから」「部落の完全解放のために」「公営住宅に入居したい」各9人—5.7%、「この土地に住むようになった」8人—5.1%、「友人のすすめ」7人—4.4%、「自分が部落民だから」「夫や妻の運動に学んで」各6人—3.8%、「環境を改善したい」「地区改良事業のための立ちのきの協力から」各5人—3.2%などがこれについている。そのほか「支部の勧奨」4人—2.5%、「差別意識の存在を感じたから」3人—1.9%、「生活を守りたい」3人—1.9%のほか、「部落解放運動に学んで」「みんなが運動をしているから」「部落解放が好きだから」「近所の人のすすめ」「子ども会への参加」「住民として協力する」「母親から差別された話を聞いた」各2人—1.3%などがめだっている。(5—15)

(5—15) 部落解放運動への参加動機の内容（小分類）

	N	%
解放同盟の支部の結成	27	17.1
差別をなくするために	11	7.0
親、兄弟身内のものさそい	11	7.0
親、兄弟身内のものの運動に学んで	11	7.0
部落の完全解放のために	9	5.7
結婚、就職などで差別をうけたから	9	5.7
公営住宅に入居したい	9	5.7
この土地に住むようになった	8	5.1
友人のすすめ	7	4.4
自分が部落民であるから運動するのは当然だ	6	3.8
夫や妻の運動に学んで	6	3.8
環境を改善したい	5	3.2

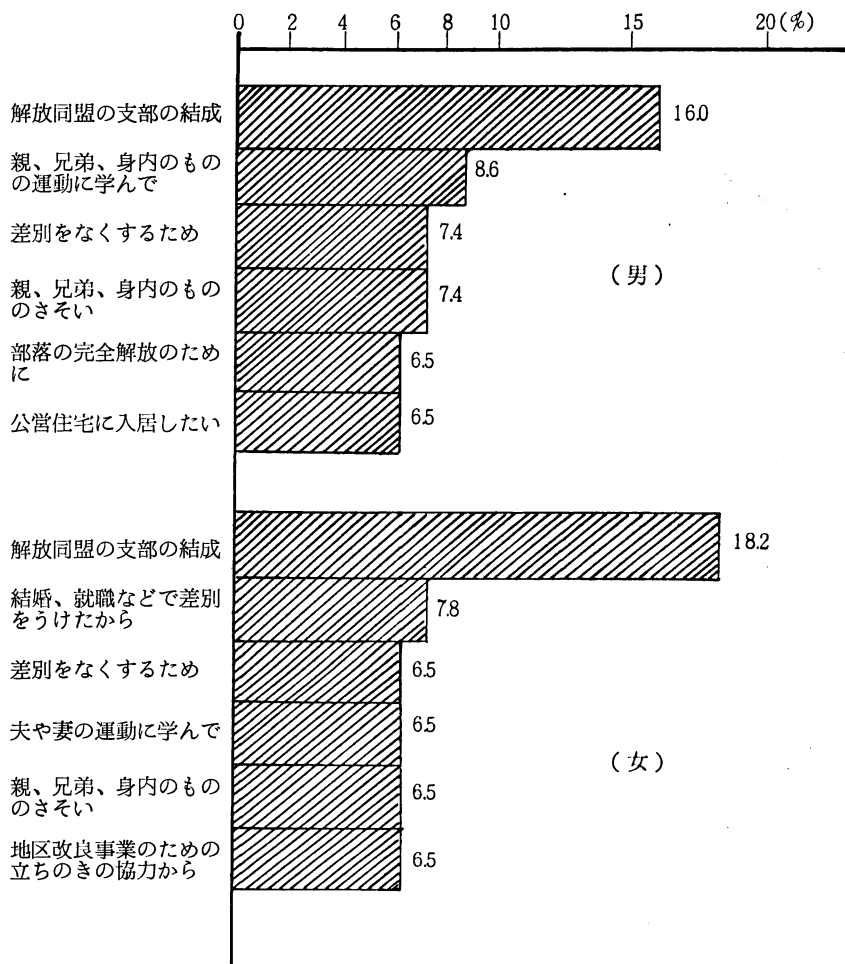
	N	%
地区改良事業のための立ちのきへの協力から	5	3.2
支部の勸奨	4	2.5
差別意識の存在を感じたから	3	1.9
生活を守りたい	3	1.9
部落解放運動に学んで	2	1.3
みんなが運動しているから自分もやらねばと思って	2	1.3
解放運動が好きだから	2	1.3
近所の人のすすめ	2	1.3
住民として解放運動に協力することは当然だ	2	1.3
母親から差別されたことの話聞いた	2	1.3
子ども会への参加	2	1.3
部落差別の苦しみを自分なりに理解できるようになった	1	0.6
弱い者はいつでも損をしていることに気づいた	1	0.6
貧困や身障者に対する差別にいかりを覚えた	1	0.6
支部の集団検診による病気の早期発見	1	0.6
「狭山差別裁判反対闘争」への参加	1	0.6
支部長の話を聞いて	1	0.6
解放奨学金の受給	1	0.6
税を適正にしたい	1	0.6
識字学級への参加	1	0.6
车友会での学習	1	0.6
合 計	158	100.0

(2) 性別からみた場合

男の場合「支部の結成」13人—16.0%、「親、兄弟身内のものの運動に学んで」7人—8.6%、「親、兄弟身内のもののきそい」「差別をなくするため」各6人—7.4%、「部落の完全解放のために」「自分が部落民であるから運動するのは当然である」「公営住宅に入居したい」各5人—6.2%、「環境を改善したい」4人—4.9%、「結婚、就職などの差別をうけたから」

「友人のすすめ」「支部の勧奨」「この土地に住むようになった」各3人—3.7%が主なものである。女の場合「支部の結成」14人—18.2%のほか、「結婚、就職などの差別をうけたから」6人—7.8%、「差別をなくするため」「夫や妻の運動に学んで」「親、兄弟身内のものさそい」「この土地に住むようになった」「地区改良事業のための立ちのきへの協力から」各5人—6.5%が主なものとなっている。(5—17)

(5—17 図) 性別部落解放運動への参加動機の内容(小分類)



(5-18) 年令別部落解放運動への参加動機の内容(小分類)

	19才未満				20～29才				30～39才				40～49才			
	内容		N	%	内容		N	%	内容		N	%	内容		N	%
1位	親、兄弟身内のもの運動に学んで		3	20.0	親、兄弟身内のもの運動に学んで		4	16.7	結婚、就職などの差別をうけたから		4	14.8	解放同盟の支部の結成		7	20.6
2位	解放同盟の支部の結成		3	20.0	友人のすすめ		3	12.5	解放同盟の支部の結成		3	11.1	差別をなくするために		4	11.8
3位	自分は部落民だから運動するのは当然である		2	13.3	結婚、就職などの差別をうけたから		2	8.3	自分は部落民だから運動するのは当然である		2	7.4	親、兄弟身内のものさそい		3	8.8
4位	親、兄弟身内のものさそい		2	13.3	夫や妻の運動に学んで		2	8.3	友人のすすめ		2	7.4	この土地に住むようになった		3	8.8
5位	子ども会へのさそい		2	13.3	解放同盟の支部の結成		2	8.3	親、兄弟身内のものさそい		2	7.4				
6位					親、兄弟身内のものさそい		2	8.3								

	50～59才				60～69才				70才以上			
	内容		N	%	内容		N	%	内容		N	%
1位	解放同盟の支部の結成		7	24.1	解放同盟の支部の結成		5	27.8	差別をなくするため		3	27.3
2位	公営住宅に入居したい		4	13.8	部落の完全解放のため		3	16.7	生活を守りたい		2	18.2
3位	部落の完全解放のため		3	10.8	親、兄弟身内のもの運動に学んで		2	11.1	地区改良事業のための立ちのきへの協力から		2	18.2
4位	解放運動が好きだから		2	6.9	地区改良事業のための立ちのきへの協力から		2	11.1				
5位	親、兄弟身内のものさそい		2	6.9								
6位	環境改善をしたい		2	6.9								

(3) 年齢からみた場合

19才未満では「親、兄弟身内のものの運動に学んで」と「解放同盟の支部の結成」がもっとも主なものであり、20～29才では「親、兄弟身内のものの運動に学んで」、30～39才「結婚、就職などの差別をうけたから」、40～49才「支部の結成」、50～59才では「支部の結成」、60～69才では「支部の結成」がそれぞれもっとも多い理由とせられ、70才以上では「差別をなくするために」というのがもっとも多い参加理由である。(5-18)

(5-18図)

(4) 続柄からみた場合

参加の動機では、世帯主の場合「支部の結成」14人—18.4%がもっとも多く、「差別をなくするために」7人—9.2%、「部落の完全解放のために」5人—6.6%、「親、兄弟身内のものさそい」5人—6.6%、「この土地に住むようになった」5人—6.6%のほか、「結婚、就職などで差別をうけたから」4人—5.3%、「公営住宅に入りたい」4人—5.3%、「環境の改善をしたい」4人—5.3%というものが多い。配偶者の場合「支部の結成」9人—18.0%のほかに「結婚、就職などで差別をうけたから」5人—10.0%、「夫の解放運動に学んだ」5人—10.0%、「友人のすすめ」4人—8.0%、「公営住宅に入居したい」3人—6.0%が主なものである。男の子の場合「親、兄弟身内のものの運動に学んだ」「支部の結成」各3人—16.7%のほか、「自分が部落民だから運動するのは当然だ」2人—11.1%とするものや、「子ども会への参加」2人—11.1%をあげるものが多い。(5-19)

(5-19図)

(5) 学歴からみた場合

不就学の場合「支部の結成」7人—20.6%がもっとも多く、「差別をなくすために」4人—11.8%、「公営住宅に入居したい」「親、兄弟身内のものの運動に学んで」各3人—8.8%のほか、「結婚、就職などの差別をうけたから」「生活を守りたい」「環境を改善したい」各2人—5.9%が主なものである。義務教育修了者の場合「支部の結成」11人—14.1%、「親、兄弟身内のものさそい」9人—11.5%、「親、兄弟身内のものの運動に学んで」7人—9.6%、「差別をなくするために」6人—7.7%、「部落の

(5-19) 統柄別部落解放運動への参加動機の内容(小分願)

	世帯主			配偶者			男の子		
	内容	N	%	内容	N	%	内容	N	%
1位	解放同盟の支部の結成	14	18.4	解放同盟の支部の結成	9	18.0	親、兄弟身内のものの運動に学んで	3	16.7
2位	差別をなくするため	7	9.2	結婚、就職などで差別をうけたから	5	10.0	解放同盟の支部の結成	3	16.7
3位	部落の完全解放のため	5	6.6	夫の運動に学んで	5	10.0	自分は部落民だから運動するのは当然だ	2	11.1
4位	親、兄弟身内のもののさそい	5	6.6	友人のすすめ	4	8.0	子ども会への参加	2	11.1
5位	この土地に住むようになった	5	6.6						

	女の子			母			その他の男		
	内容	N	%	内容	N	%	内容	N	%
1位	親、兄弟身内のもののさそい	2	20.0	差別をなくするため	1	20.0	親、兄弟身内のものの運動に学んで	2	50.0
2位	差別をなくするため	11	10.0	親、兄弟身内のものの運動に学んで	1	20.0	解放運動が好きだから	1	25.0
3位	解放同盟の支部の結成	1	10.0	親、兄弟身内のもののさそい	1	20.0	支部の勧奨	1	25.0
4位	支部の勧奨	1	10.0	公営住宅に入居したい	1	20.0			
5位				地区改良事業のための立ちのきへの協力から	1	20.0			

完全解放のために」「公営住宅に入居したい」各5人—6.4%、「結婚、就職などの差別をうけたから」「この土地に住むようになった」「地区改良事業のための立ちのきへの協力から」各4人—5.1%、「夫や妻の運動に学んで」「環境を改善したい」「部落民であるから」各3人—3.8%のほか、

「解放運動が好きだから」「友人のすすめ」「住民として解放運動に協力するのは当然だ」各2人—2.6%が主なものとせられている。中等教育経験者では「支部の結成」9人—21.4%のほか、「結婚、就職などの差別をうけたから」「友人のすすめ」「支部の勧奨」「この土地に住むようになった」各3人—7.1%、「部落の完全解放のために」「自分が部落民だから」「夫や妻の運動に学んで」「親、兄弟、身内のものさそい」「子ども会への参加」各2人—4.8%が主なものである。高等教育経験者では「友人のすすめ」2人—50.0%、「部落の完全解放のために」「支部の勧奨」各1人—25.0%となっている。(5—20)

(5—20) 学歴別部落解放運動への参加動機の内容(小分類)

	不 就 学 者			義 務 教 育 修 了 者			中 等 教 育 経 験 者			高 等 教 育 経 験 者		
	内 容	N	%	内 容	%	N	内 容	N	%	内 容	N	%
1位	解放同盟の支部の結成	7	20.6	解放同盟の支部の結成	11	14.1	解放同盟の支部の結成	9	21.4	友人のすすめ	2	50.0
2位	差別をなくするために	4	11.8	親、兄弟、身内のものさそい	9	11.5	結婚、就職などの差別をうけたから	3	7.1	部落の完全解放のため	1	25.0
3位	親、兄弟、身内のもの運動に学んで	3	8.8	親、兄弟、身内のもの運動に学んで	7	9.0	友人のすすめ	3	7.1	支部の勧奨	1	25.0
4位	公営住宅に入居したい	3	8.8	差別をなくするために	6	7.7	支部の勧奨	3	7.1			
5位				部落の完全解放のため	5	6.4	この土地に住むようになった	3	7.1			

あ と が き

部落住民の部落差別の現実に対する認識とその態度をみることは、こんにちにおける部落解放運動の立場はもとより、解放教育や同和行政を推進するうえからも極めて重要なことである。全国的調査を困難とする事情のもとで、個別的に自分自身がとりくむことができた調査結果を中心に一応の集約を試みた次第である。

大阪市のH部落の場合、同地区の総合計画調査報告書の「地区住民意識」

の部によったものである。また福岡県筑紫野市については「筑紫野市同和地区白書」、同古賀町については「古賀町同和地区実態調査」によったものである。これらは私自身が調査を担当、分担、執筆、執筆協力したものであって、文中での注は一つ一つ省略した。関係市町村、部落解放同盟関係各支部、同地区協議会、共同研究者の各位のご協力、ご援助を謝したい。